

平成23年9月18日制定

平成29年8月25日改定

社団法人日本工学アカデミー 九州支部内規 (平成23年8月19日 九州支部発起人会)

第1章 総則

第1条 社団法人日本工学アカデミー（以下アカデミーという）九州支部（以下本支部という）の組織及び運営については、アカデミー定款等アカデミーの定めるもののほか、本内規の定めるところによる。

第2条 本支部は、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県に關係するアカデミー会員をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本支部は、アカデミーの設立趣旨である日本の工学・科学技術全般の発展に寄与するとともに、科学技術に係る産学官の指導的立場にある者の団体であることを基盤として、本支部会員への情報や交流の場の提供ならびに地域社会に対する啓発活動に寄与し、併せて本支部会員相互の協調と親睦を図ることを目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) アカデミー会長から付託された事業
- 2) 地域社会の啓発活動に関連する事業
- 3) 地域の活性化に関連した講演会・研究発表会・講習会等の開催

第3章 支部役員

第5条 本支部に次の役員をおく。

- 1) 支部長 1名
- 2) 副支部長 3名以内
- 3) 支部理事 20名程度

他に、名誉理事、名誉顧問を置くことができる。

(役割)

第6条 支部長は、本支部の活動を総理し、本支部を代表する。

第7条 副支部長は、支部長の任務を補佐する。

第8条 支部理事は、本支部の意思決定を行い、その活動を企画・実施するとともに、アカデミー活動の分担を通して、アカデミー全体に寄与する役割を担う。

(任期)

第9条 支部長及び副支部長の任期は1期2年とし、再任を可とする。

第10条 支部理事の任期は1期2年とし、再任を可とする。

第4章 支部長・副支部長の選任

第11条 支部長および副支部長は、支部理事あるいは支部理事経験者の中から選任されるものとする。

第12条 支部長は、支部理事会の構成員の推薦により選任する。

第13条 支部長は、必要に応じて理事の中から副支部長3名以内を、理事会の承認を得て選任することができる。

第14条 支部長は、理事を会員の中から指名する。

2. 支部長は、名誉理事、名誉顧問を会員の中から指名することができる。

第5章 支部理事会

第15条 支部理事会は、支部長、副支部長及び支部理事を構成員とする。

第16条 支部理事会は、支部長が召集し、支部長が議長となる。

2. 支部理事会は、必要に応じて召集あるいは書面により開催し、合意をもって決する。

第6章 事業報告・事業計画等

第17条 支部長は、会計年度終了後速やかに事業報告及び収支報告書を作成し、本部監査を受けた上で、支部理事会の承認を得なければならない。

第18条 支部長は、毎年度末までに、次年度の事業計画及び収支予算案を作成し、支部理事会の承認を得なければならない。

2. 支部収支予算の総額は、本支部からの申請を受けて本理事会と本部総会の議を経て決定される。

第7章 補則

第 19 条 本内規は、本支部理事会の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

第 20 条 本内規は、平成 23 年 9 月 18 日より実施する。

以上